

第4回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年4月20日（金） 開 会：15時30分
閉 会：16時10分
- 2 場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 大野泰生委員 片山研治委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第7号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
3	報告第8号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
4	報告第9号 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について
5	報告第10号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
6	報告第11号 周南市立学校給食センター薬剤師の委嘱について
7	報告第12号 周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
8	議案第20号 徳山小学校屋体（No.22）非構造部等改修工事の計画の策定について
9	議案第21号 榑浜小学校屋体（No.5）非構造部等改修工事の計画の策定について
10	議案第22号 沼城小学校屋体（No.17）非構造部等改修工事の計画の策定について
11	議案第23号 桜木小学校屋体（No.4）非構造部等改修工事の計画の策定について
12	議案第24号 菊川小学校教室棟（No.1）トイレ改修工事の計画の策定について
13	議案第25号 福川南小学校教室棟（No.1）トイレ改修工事の計画の策定について

- 7 委員会協議会 (1) 5月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「平成30年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第7号 教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第7号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案書1ページ、報告第7号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」をご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

議案書の2ページから4ページをご覧ください。

教育委員会の権限に係る平成30年4月1日付人事異動でございます。

個別に申し上げますと、部次長級が2名、うち退職が1名、課長級が6名、うち退職が1名、課長補佐級が10名、幼稚園長が5名、うち退職が1名、教育委員会事務局総合出張所長が6名、うち退職が3名、同じく次長が3名、教育委員会事務局出張所長・公民館長等が16名、うち、異動に伴う解任が9名、退職が1名、指導主事が11名、うち異動に伴う解任が5名、社会教育主事が1名、嘱託公民館長等の17名は全て異動に伴う解任となっております。

なお、退職及び解任については、平成30年3月31日付となっております。

以上で、報告を終わります。

教育長

この件につきましてご質問ありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第7号を承認いたします。

3	報告第8号 周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について
---	---

教育長

続いて日程第3、報告第8号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制

定について」を議題といたします。

この件につきましても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、報告第8号「周南市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

「教育委員会規則の制定又は改廃に関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定にもとづき、ご報告いたします。

議案書7ページの新旧対照表をご覧ください。

昨年度まで教育委員会において公民館及び公民館類似施設を所管しておりましたが、「鶴いこいの里」及び「学び・交流プラザ」を除き、本年度より市長部局の地域振興部等に移管したこと、また、本年2月3日徳山駅前図書館を開館したことから、周南市教育委員会事務局内部組織規則の別表第1教育部の項担当の欄中「公民館担当」及び「駅前図書館開館準備担当」を削るものでございます。

議案書8ページの新旧対照表をご覧ください。

同様の事由により、別表第2教育部の項担当の欄中「公民館担当」を削り、同項事務分掌中の欄中「(2)公民館に関する事」を「(2)鶴いこいの里に関する事」に、「(3)公民館類似施設に関する事」を「(3)学び・交流プラザに関する事」に改め、同項担当の欄中「駅前図書館開館準備担当」を削るものでございます。

なお、改正規則の施行日は、人事異動に伴う職員の所掌事務の決定にあわせて、平成30年4月1日としております。

以上で報告を終わります。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第8号を承認いたします。

4	報告第9号 周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------------------

教育長

続いて日程第4、報告第9号「周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

報告第9号、周南市青少年育成センター青少年指導員の解嘱及び委嘱について、説明いたします。

議案書は、10ページから11ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

今回の解嘱及び委嘱は、青少年指導員として各学校から推薦されている教員の、人事異動等に

よるものでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間である平成31年3月31日までとなっております。

以上、報告を終わります。

教育長

はい、この件に関してご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第9号を承認いたします。

5	報告第10号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
---	--------------------------------

教育長

続いて日程第5、報告第10号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課

それでは、報告第10号「学校医及び学校薬剤師の委嘱について」につきましてご報告いたします。

議案書は12ページから22ページになります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校医につきましては、委嘱期間が1年間で、学校歯科医、学校薬剤師は、平成30年4月から平成33年3月末までの3年間委嘱しております。

今年度の配置につきましては別紙のとおりでございます。

それぞれ、徳山医師会、徳山歯科医師会、徳山薬剤師会、新南陽薬剤師会の推薦を受け、学校医を決定しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。

池永委員

議案書の21ページ、22ページですが、三丘小学校の薬剤師の先生のお名前は「エミ」様でよいでしょうか。それと空欄になっていますが、薬剤師会に所属されていない方なのでしょうか。

学校教育課長

「エミ」様で間違いありません。個人でやっておられる方にも頼んでいますので、お勤め先が無いことから空欄となっております。

池永委員

個人でも薬剤師会に所属できるということですね。

教育長

要は、所属する医療機関が無くても問題は無いという意味ですかね。

学校教育課長

その通りです。個人でも薬剤師会に登録すれば、所属できます。

教育長

その他、ご質問はございませんか。

松田委員

歯科医師会ですが、徳山歯科医師会と先ほどおっしゃられました、熊毛地区については熊毛郡歯科医師会に所属されている先生がいらっしゃるのではないかと思いますのですが、徳山歯科医師会に全員の先生方は所属されたのでしょうか。

学校教育課長

熊毛地域の歯科医は熊毛郡歯科医師会に所属していますが、学校歯科医の推薦については、徳山医師会で取りまとめを行っているところでございます。

教育長

その他、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第10号を承認いたします。

6	報告第11号 周南市立学校給食センター薬剤師の委嘱について
---	-------------------------------

教育長

続いて日程第6、報告第11号「周南市立学校給食センター薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

この件については、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

それでは、報告第11号「周南市立学校給食センター薬剤師の委嘱について」ご報告いたします。議案書の23ページをお願いいたします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項」の規定に基づくものです。

24ページをお願いいたします。

根拠法令であります「学校給食衛生管理基準」に基づき、市内の学校給食センター7施設には、学校給食施設及び設備の衛生管理、また調理過程における衛生管理の確認や指導をいただくために薬剤師を配置しております。

このたびは、各学校給食センターの薬剤師の任期が、平成30年3月31日で満了することから、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間について委嘱するものでございます。

なお、徳山西及び新南陽学校給食センターにつきましては、平成31年度をもって施設を統合し、(仮称)西部地区学校給食センターに移管されることから、任期を平成32年3月31日までの2年間としております。

いずれも、徳山薬剤師会、新南陽薬剤師会、それぞれの推薦を受けた薬剤師の方々でございます。先ほど、池永委員からございました、熊毛学校給食センターの^{えみ}恵美薬剤師を委嘱するということですが、学校教育課長が申されたように、特定の薬局としてのお勤め先はありませんが、薬剤師として徳山薬剤師会に所属しているということで、この度、熊毛学校給食センターの薬剤師として推薦を受けております。

以上、ご報告いたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第11号を承認いたします。

7	報告第12号 周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	--------------------------------

教育長

続いて日程第7、議案第12号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件について、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館長

報告第12号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」説明いたします。

25ページと26ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。

任期途中における図書館協議会委員の解嘱及び委嘱につきましては、図書館法第14条、第15条、第16条及び、周南市立図書館条例第8条に基づいております。

このたび、平成30年4月の人事異動により、周南市小学校研修会の学校図書館部会長が交代されたことに伴いまして、任期途中ですが、図書館協議会委員の交代がありましたので、ご報告いたします。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間となっております。

以上、ご報告申し上げます。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第12号を承認いたします。

8	議案第20号 徳山小学校屋体 (No.22) 非構造部等改修工事の計画の策定について
9	議案第21号 櫛浜小学校屋体 (No.5) 非構造部等改修工事の計画の策定について
10	議案第22号 沼城小学校屋体 (No.17) 非構造部等改修工事の計画の策定について
11	議案第23号 桜木小学校屋体 (No.4) 非構造部等改修工事の計画の策定について

教育長

続いて、日程第8、議案第20号「徳山小学校屋体 (No.22) 非構造部等改修工事の計画の策定について」ですが、ここでお諮りいたします。

次の日程第9、議案第21号「櫛浜小学校屋体 (No.5) 非構造部等改修工事の計画の策定について」、日程第10、議案第22号「沼城小学校屋体 (No.17) 非構造部等改修工事の計画の策定について」、及び日程第11、議案第23号「桜木小学校屋体 (No.4) 非構造部等改修工事の計画の策定について」は、関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

※異議なしの発言あり

教育長

それでは、議案第20号から議案第23号までを一括して議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第20号から第23号までの各小学校屋体の非構造部等改修工事の計画の策定につきまして、同一の工種となりますことから、一括してご説明いたします。

提案理由はいずれも「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号によるものでございます。

28ページをご覧ください。まず、議案第20号の徳山小学校屋体でございますが、安心安全な教育環境を確保するため、いわゆる吊り天井や照明器具等の改修を行うこととしております。工期は平成30年6月から同年12月までを予定しており、予算額は70,214千円でございます。

次に、30ページをご覧ください。

議案第21号の榑浜小学校屋体でございますが、安心安全な教育環境を確保するため、吊り天井の撤去を始め、バスケットゴール、照明器具等の改修工事を行うこととしております。工期は平成30年6月から平成31年1月までを予定しており、予算額は116,235千円でございます。

次に、32ページをご覧ください。

議案第22号の沼城小学校屋体でございますが、安心安全な教育環境を確保するため、吊り天井の撤去を始め、バスケットゴール、照明器具等の改修にあわせて屋根の防水工事とトイレの改修を行うこととしております。工期は平成30年6月から平成31年1月までを予定しており、予算額は82,284千円でございます。

最後に34ページをご覧ください。

議案第23号の桜木小学校屋体でございますが、安心安全な教育環境を確保するため、吊り天井の撤去を始め、バスケットゴール、照明器具等の改修にあわせて、屋根の防水工事とトイレの改修を行うこととしております。工期は平成30年5月から平成31年2月までを予定しており、予算額は140,519千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長

はい、これら4件につきましてご質問ございませんか。

片山委員

いずれも吊り天井の撤去というふうになってはいますが、市内の体育館で他にまだ吊り天井が残っているところはありますか。

教育政策課長

学校施設の体育館に限定してお答えいたします。現在、開校している学校では、今回の改修が終われば全て完了ということになります。

池永委員

桜木小学校だけ突出して1億4千万円と金額が高いですが、先ほど説明があったようにトイレの改修とかがあるために高額になっているということなのでしょうか。

教育政策課長

屋根の防水改修ということになります。鉄板葺きといいますか、そういった構造になっておりまして、その改修にかなりの経費がかかると考えております。

教育長

桜木小学校はほとんど屋根をやりかえるという感じでしょうか。

教育部長

工種としては「カバー工法」という名称を使いますが、現在の屋根を改修するというのでは、雨漏りは止まると思いますが延命はできない、屋根自体が老朽化している、先ほど鉄板葺きと言いましたが鉄板自体の老朽化が止まらないというところがありますので、屋根の上にもう一つ屋根を作るということで、「カバー工法」という言い方をしますが、2重の屋根にしていくという形で新たな屋根を作ることになりますので事業費もかなりかさんできたということです。現在、桜木小学校は、雨漏りが非常にひどい状態のため、授業には影響のないようにするために、今直すしかないということから予算化したということです。

教育長

他にご質問ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号から議案第23号までを一括して決定いたします。

12	議案第24号 菊川小学校教室棟 (No.1) トイレ改修工事の計画の策定について
13	議案第25号 福川南小学校教室棟 (No.1) トイレ改修工事の計画の策定について

教育長

続いて、日程第12、議案第24号「菊川小学校教室棟 (No.1) トイレ改修工事の計画の策定について」ですが、再びお諮りいたします。

次の日程第13、議案第25号「福川南小学校教室棟 (No.1) トイレ改修工事の計画の策定について」は、関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

※異議なしの発言あり

教育長

それでは、議案第24号及び議案第25号を一括して議題といたします。

この件についても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第24号及び25号の各小学校教室棟のトイレ改修工事の計画の策定につきまして、同一の工種となりますことから、一括してご説明いたします。

提案理由はいずれも「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第9号によるものでございます。

36ページをご覧ください。

まず、議案第24号の菊川小学校教室棟でございますが、学習に集中できる教育環境を整えるため、現在、1階から3階の各階に設置しております男子及び女子トイレの大規模改修を行うこととしており、これにあわせて、原則、和便器を洋便器に更新することとしております。

具体的には、男子トイレの和便器12箇所と洋便器3箇所の計15箇所を、洋便器9箇所と和便器3箇所の計12箇所に、女子トイレの和便器26箇所と洋便器4箇所の計30箇所を、洋便器24箇所、和便器3箇所の計27箇所に更新する計画であります。工期は、平成30年6月から平成31年1月を予定しており、予算額は91,078千円でございます。

38ページをご覧ください。

議案第25号の福川南小学校教室棟でございますが、学習に集中できる教育環境を整えるため、現在、1階から3階の各階に設置しております男子及び女子トイレの大規模改修を行うこととしており、これにあわせて、原則、和便器を洋便器に更新することとしております。

具体的には、男子トイレの和便器5箇所と洋便器1箇所の計6箇所を、洋便器5箇所と和便器1箇所の計6箇所に、女子トイレの和便器14箇所と洋便器1箇所の計15箇所を、洋便器9箇所、和便器5箇所の計14箇所に更新する計画であります。工期は、平成30年6月から平成31年2月を予定しており、予算額は58,977千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

はい、これら2件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

池永委員

入り口で明かりがつくなど、センサー付きですか。小学校によっては、センサーがついていたような。

教育政策課長

センサーについては考慮しておりません。

大野委員

合計の数が少し少なくなっているところがあったと思いますが、この数で足りるのかという点と改修というのは今あるトイレを全部やりかえるという認識でよいかという点について教えてください。

教育政策課長

便器数が減るということですが、学校側は一穴でも多くという要望はございますが、トイレスペース自体を広げることは非常に困難であること、洋便器にすることで若干ですが和便器に比べてスペースが必要になってくること、そうしたことから一穴、あるいは二穴減ってしまうという状況がございます。また補足といたしまして、以前からご説明申し上げておりますが、全て洋便器にするのではなく、一か所の一穴は和便器ということで現在整備を進めております。それから、基本的には大規模改修になりますので、全て配管等も取り替えて便器を据えなおすということで進めております。

教育長

他にご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号及び議案第25号を一括して決定いたします。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第4回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片山 研治 委員 _____

大野 泰生 委員 _____